

江東区立若洲公園整備事業 質問回答書（第2回）

公開日：令和5年10月20日

No	資料	頁	項目	質問	回答
1	公募設置等指針	10	1(4)①事業手法	第1回質疑回答のNo. 19において公園全体の警備業務に関して、「夜間や施設休業日等職員不在時においても、公園利用者の安全確保、快適な利用環境保全を図り、かつ、火災や建物内不法侵入、公園施設の不正使用等に対応する体制を整えてください。」と回答されていますが、本業務は指定管理者が実施するとの認識で間違えありませんでしょうか。	公募対象公園施設を除く公園全体の警備業務は指定管理者が実施しますが、公募対象公園施設についても同様の基準で安全が確保できるよう事業者で警備業務を実施してください。
2	公募設置等指針	12	1(4)①指定管理者の業務内容	ビジターセンターに付属する設備等の維持管理は指定管理者の業務内容という認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	公募設置等指針	15	使用料及び占有料の対象範囲	飲食機能は設置・管理に係る利用料が免除となっておりますが、食材販売は飲食機能として理解して宜しいでしょうか？食材販売は公園内での飲食を目的としています。利用者が持ち帰る可能性も想定しています。	飲食機能は、公園利用者が公園内で飲むことや食べることができるなどを想定しています。食材販売が公園内での飲食を目的としている場合は、飲食機能とします。ただし、キャンプ場利用者向け食材販売については使用料がかかります。
4	公募設置等指針	16	1(6)②(イ)使用料	第1回質疑回答のNo. 39において「公募対象公園施設のエリアについては、設置管理許可申請を行った後に工事を行うため、使用料の負担が必要になります。」と回答されていますが、使用料を負担する範囲は、駐車場工事の場合、工事により使用できなく範囲全体、あるいは供用時と同様に駐車マス部分のみのいずれでしょうか。また、公園工事の場合、仮囲いをする範囲との理解でよろしいでしょうか。	駐車場の工事を行う際は、設置・管理許可を受けて工事着手を行うため、駐車マス部分にて使用料の負担が必要になります。また、公募対象公園施設の設置に伴い公園内の工事を行う際は、設置・管理許可範囲以外で使用する範囲にて占用許可が必要になります。
5	公募設置等指針	16	2(2)②サービスセンターの撤去及びビジターセンターの新設	第1回質疑回答のNo. 63において「アスベスト調査を行っておりません。撤去に係る費用に調査・撤去・処分費を見込んでいます」と回答されていますが、アスベストに関する具体的な想定費用をお教えください。	撤去費用は、レベル3相当を見込んでいます。
6	公募設置等指針	20	特定公園施設の整備に係る費用(仮設費を除く)	積算するにあたり、おおよその項目別の予算を積算していると思いますが、何にどのぐらいの予算がかかるかと思っております。予算の内訳を教えてください。	内訳の開示は行いません。
7	公募設置等指針	21	2(2)②サービスセンターの撤去及びビジターセンターの新設	仮設事務所のトイレは公園利用者も使いますか。	公園利用者の使用は想定していませんが、来園者の需要を考慮して必要なトイレ数を確保してください。
8	公募設置等指針	29	5(1)スケジュール	令和7年6月予定の特定公園施設に係る工事監理業務委託契約前に、仮設事務所や解体工事の着手は可能ですか。	別途区と協議の上、判断します。
9	公募設置等指針	29	スケジュール	SPCにて事業を実施する場合、SPCは基本協定締結時までに設立すればよろしいでしょうか？	原則、基本協定締結前に設立とします。
10	公募設置等指針	40	(6)①公募設置等計画の認定	協定における「認定計画提出者」とは、代表企業・構成企業までを指しますか？協力企業も含めますか？両者の関係性についてご教示ください。	代表企業及び構成企業を想定しています。協力企業は、管理運営など業務の一部を実施する法人などを想定しています。
11	公募設置等指針	41	契約の締結	SPCにて事業を実施する場合においても、特定公園施設に係る設計業務委託契約・工事監理業務委託契約・工事請負契約を、SPCではなく各担当企業と締結するという理解でよろしいでしょうか？また、その場合、区からの支払いは、各担当企業に直接行われ、事業者が負担する特定公園施設整備費相当分については、SPCから担当企業に直接支払う流れになりますでしょうか？	ご理解のとおりです。提案金額に基づき各担当企業と契約を締結します。事業者が負担する整備費相当分は事業者と担当企業間で調整するものとします。
12	要求水準書	9	特定対象公園施設に係る要求事項 ②サービスセンターの撤去及びビジターセンターの整備 図表	必要な居室に『屋内休憩所』がありますが、これは来園者が自由に立ち入れることのできる休憩エリアでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	9	特定対象公園施設に係る要求事項 ②サービスセンターの撤去及びビジターセンターの整備 図表	指定管理者事務所に設置する園内放送設備として想定される機器の規模や仕様をお教えください。	事業者の提案によりますが、現在使用している機器は以下のとおりです。 「モニターパネル：MP-011、接話型マイク：PM-240、リアンプパネル：PP-025C、リアンプパネル組込用ラジオチューナー：DT-230、スピーカー選択パネル10局：SS-014、ダブルオートリパースカセットデッキ：202MK5、パワーアンプパネル360W：PA-3630、信号切替器：1回線切替制御、ジャンクションパネル10局：JP-034、デジタルアナウンスマシン：EV-700、年間プログラムタイマー：TT-8000、卓上アンプ30W 5局：TA-2030（TOA株式会社）」
14	要求水準書	9	特定対象公園施設に係る要求事項 ②サービスセンターの撤去及びビジターセンターの整備 図表	その他設備として、風向風速計と雷計測計の設置が求められていますが、想定される具体的な仕様があればお教えください。	事業者の提案によりますが、現在使用している機器は以下のとおりです。 「風向風速計：KVS-501型（光進電気工業株式会社）、雷警報器：サンダーメーターTM-5型（パスタ技研株式会社）」
15	要求水準書	9	特定対象公園施設に係る要求事項 ②サービスセンターの撤去及びビジターセンターの整備 図表	展示スペースに設置する発電モニターの仕様の指定があればお教えください。	事業者の提案とします。
16	要求水準書	10	特定対象公園施設に係る要求事項 ③サイクルセンター倉庫の除去・新設	サイクルセンターの什器備品の仕様、箇所数をお教えください。	什器備品については、机・椅子3セット(W120cm×D70cm)、キャビネット4台(H80cm×W40cm)、棚7台(H1.5m×W1.0m)、テーブル(W180cm×D70cm)、作業台(W120cm×D80cm)、券売機3台等を想定しております。設置箇所、レイアウトは区と指定管理者と協議の上、実施設計にて決定します。
17	要求水準書	7	2(3)②キャンプ場の整備	キャンプ場内の芝生管理範囲や園路管理範囲は事業者の提案事項で宜しいでしょうか。	芝生及び園路は事業者の管理とします。それ以外他樹木等の管理については事業者の提案とします。
18	要求水準書	7	2(3)②キャンプ場の整備	事業者が交換・整備した排水管及びトイレ、休憩舎、炊事場等を整備後に無償譲渡した場合、譲渡した施設は設置許可の取り消しとなりますか。	区に譲渡した場合は設置許可の対象外とします。ただし、管理許可にて維持管理を実施していただきます。
19	要求水準書	7	2(3)②キャンプ場の整備	事業者が交換・整備した排水管及びトイレ、休憩舎、炊事場等を整備後に無償譲渡した場合、譲渡後は貴区所有の公園施設の取り扱いでよろしいでしょうか。	No. 18をご参照ください。
20	要求水準書	8	2(4)特定対象公園施設に係る要求事項	特定公園施設において、重要度係数に関する要求はありますか。	要求水準書に記載のとおりです。
21	要求水準書	10	2(4)②(イ) 図表 ビジターセンターにある必要な居室等(想定)	図表内、指定管理者詰所の仕様について、ランドリー室内の洗濯機及び乾燥機は備品・什器扱いとし、指定管理者が設置するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	要求水準書	10	2(4)②(イ) 図表 ビジターセンターにある必要な居室等(想定)	指定管理者事務所の仕様等に園内放送設備とありますが、仕様や放送範囲をご教示願います。また、既存園内放送を必要範囲で改修し、継続使用することは可能でしょうか。	仕様についてはNo. 13をご参照ください。放送範囲については公園内を基本とします。現状のスピーカーは海釣り施設もカバーする配置となっています。ビジターセンター内の放送設備は更新が必須ですが、園内のスピーカーや配線については事業者の提案とします。
23	要求水準書	10	2(4)②(イ) 図表 ビジターセンターにある必要な居室等(想定)	ビジターセンターに必要な居室等の施設名称のうち、一部、公募対象公園施設にて整備をすることは可能でしょうか。	事業終了後にビジターセンターとして必要な居室等を確保することを前提として、区と協議により決定します。
24	要求水準書	10	(4)③サイクルセンター倉庫の除却・新設	サイクルセンター倉庫に必要な設備は、既存施設と同等でよろしいでしょうか。	同等規模としますが、事業者から提案いただくことも可能です。
25	要求水準書	14	2(4)④(イ)図表電力関連のスキーム	受電設備(1次盤)の改修工事や新設工事の費用は貴区と事業者で費用負担するとされていますが、事業者の負担額や負担割合の想定はございますでしょうか。	施設容量で案分することを想定しています。
26	要求水準書	14	2(4)④公園灯及び給水管の改修	質問回答175において公園灯の台数を変更することが可能とありますが、既存70灯で園内平均31xを満たせない場合、追加設置の必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	15	2(4)④(エ) その他事項	江東区を含む所管官庁等（東京電力ホールディングス株式会社含む）への事前協議は、現時点で実施してよろしいでしょうか。	協議は事業者決定後から実施するものとします。
28	基本協定書(案)	5	認定計画提出者	認定計画提出者の地位を代表企業からSPCに承継することを予定している場合、本協定書を締結するのはSPCとなりますか？	基本協定書を締結するのはSPCとなりますが、別途SPCの構成企業と区の間でSPCの設立に関する事項、基本協定書の締結に関する事項、株式の譲渡に関する事項、構成員の役割等について定めた協定書を締結する予定です。なお、基本協定書(案)はSPCを想定していないため必要な範囲で修正します。

江東区立若洲公園整備事業 質問回答書（第2回）

公開日：令和5年10月20日

No	資料	頁	項目	質問	回答
29	基本協定書（案）	6	第5条	SPCとして業務を実施する場合、連帯して履行する責任は構成企業に限られるという理解でよろしいでしょうか？ また、SPC内にて民民の契約において、各業務のリスクや責任についてパススルーする契約を締結して分担すること自体は可能という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
30	基本協定書（案）	6	第5条	実際には整備業務を担う企業が管理・運営業務を履行することや、管理・運営業務を担う企業が整備業務を履行することは不可能なため、「連帯して履行する責任」という表現を削除願えませんでしょうか？	代替企業を探すことや第三者に委託して履行することは可能であり、原案のとおりとさせていただきます。
31	基本協定書（案）	8	第16条1項	認定計画提出者がSPCの場合は、法人として単独となるため、連帯ではなくSPCとして一切の責任を負うという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	基本協定書（案）	9	第19条1項2項	SPCにて業務を実施する場合は、「認定計画提出者」はSPCを指すという理解でよろしいでしょうか？	現在の基本協定書（案）においてはSPCを想定していないため、本項については、公募対象公園施設設計業務を担当する企業をして「公募対象公園施設設計業務を行わせるものとし」など必要な修正を行います。
33	基本協定書（案）	9	第2章 第21条	貴区に提出する公募対象公園施設に係る設計図書等は、何の図面が必要になりますでしょうか？	提案内容及び要求水準書の要求事項が満たされているか確認できる図面が必要となります。なお、検査後には解体等に必要となる図面一式を提出していただきます。
34	基本協定書（案）	9	第2章 第24条	工事責任者は、特定公園施設建設工事請負契約第10条1項（1）の現場代理人を指すということでしょうか？	公募対象公園施設の工事責任者については、特定公園施設建設工事請負契約第10条1項（1）の現場代理人が兼ねても別の責任者でもかまいません。
35	基本協定書（案）	10	第25条1項	認定計画提出者がSPCとなる場合、工事責任者はSPCではなく、建設業務担当企業が設置することになりますが、そういった実務的な背景を包含した内容であるという理解でよろしいでしょうか？	現在の基本協定書（案）の認定計画提出者（締結当事者）はSPCを組成しない場合を想定しているため、SPCが組成される場合は、必要な修正を行います。
36	基本協定書（案）	10	第25条1項	認定計画提出者がSPCとなる場合、公募対象公園施設建設業務における責任について、区に対する一切の責任をSPCが負うとして、別途民民の契約において、各業務のリスクや責任についてパススルーする契約を締結して分担すること自体は可能という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
37	基本協定書（案）	11	第26条1項2項	区に対する履行報告等については、SPCとして総括責任者が一切を把握することを前提に、より確実に効率的に情報を共有するため、整備を担当する企業が直接対応することも可能という理解でよろしいでしょうか？	総括責任者のもと整備を担当する企業が直接対応することは可能です。
38	基本協定書（案）	14	第34条1項	認定計画提出者がSPCとなる場合、「認定計画提出者のうち●●」ではなく、「認定計画提出者の構成企業のうち●●」という記載となりますか？ また、公募設置等指針P27において、設計・工事監理・整備の各業務担当企業を構成企業として含めることを求めていることと本条項が整合しているという理解でよろしいでしょうか？	特定公園施設整備に関する契約は各担当企業の実施することとします。
39	基本協定書（案）	14	第3章 第34条2項	特定公園施設建設工事請負契約については、江東区議会の議決を得たときに本契約となるとありますが、江東区議会の議決の予定時期及び、仮契約の予定月をご教示願います。	特定公園施設建設工事請負契約の議決日は6月末、仮契約は5月を予定しております。
40	基本協定書（案）	14	第4章 第35条1項	設置管理許可日は公募対象公園施設管理・運営業務の開始日（施設オープン日）で宜しいでしょうか？	設置（工事期間含む）及び管理開始前に許可を取得する必要があります。
41	基本協定書（案）	14	第4章 第35条4項	公募対象公園施設が複数ある場合の設置管理許可期間は、最初に開業する施設の許可の日から10年で宜しいでしょうか？	各施設毎に10年を超えない範囲で期間を設定できます。
42	基本協定書（案）	14	第4章 第35条4項	収益施設となる面積は公募設置等指針P15「図表：対象範囲」の内容で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
43	基本協定書（案）	14	第4章 第35条4項	設置・管理許可の使用料の額は、江東区都市公園条例で規定されている金額（㎡・月）とありますが、江東区都市公園条例「第10条 別表第1」記載の金額を上限として、公募設置等指針には443円/㎡・月と記載されているという認識でよろしかったでしょうか？	ご認識のとおりです。
44	基本協定書（案）	15	第36条5項	特定公園施設における余剰電力を公募対象公園施設に融通する場合の例外規定を定める予定はないですか？	区と協議の上、定めることとします。
45	基本協定書（案）	16	第4章 第41条	公募対象公園施設の増築及び減築は可能でしょうか？	社会情勢の変化などに伴う変更については認めるものとします。ただし、事前に区との協議の上、決定することとします。
46	基本協定書（案）	16	第4章 第42条	設置管理許可の更新許可の期間は都市公園法第五条に基づき、最長10年間で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
47	基本協定書（案）	18	第4章 第47条	公募対象公園施設を貴区に引き渡した後の所有権は貴区となり、公租公課及び維持修繕費用は貴区の負担で宜しいでしょうか？	第47条第10項に基づき、事業終了時に公募対象公園施設を区に引き渡した場合は、区の負担とします。ただし、事業期間中に公募対象公園施設内の施設を引き渡した場合は、引き渡し後も管理許可にて維持管理を実施していただきます。
48	基本協定書（案）	18	第4章 第47条7項	不可抗力により原状回復が完了せず、公園施設を明け渡すことが出来ない場合は、第5章の規定に従うという認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
49	基本協定書（案）	20	第53条1項 第55条1項	法令等の変更や不可抗力により、整備費の増加や管理運営費の増加が見込まれる場合、提案内容と大きく乖離しない範囲において、VE/CDによる整備費削減、人員効率化等による管理運営費削減といった方策を提案することについて、区と協議できる余地はありますか？	原則は提案内容で実施いただく想定とします。ただし協議の上、区が認めた場合は変更可能とします。
50	基本協定書（案）	21	第58条1項（1）	事業期間中にテナントが撤退した場合に、次のテナントを探すこととなりますが、その場合も30日以内に入居させなければならないのでしょうか？	原則は記載のとおりとします。ただし協議の上、区が認めた場合は変更可能とします。
51	基本協定書（案）	22	第58条4項（1）（2）（3）	認定計画提出者がSPCの場合、SPCのみが対象となりますか？それとも、構成企業の1社が該当した場合も対象となりますか？	SPCが対象となります。
52	基本協定書（案）	24	第65条	区と協議の上で、事業期間終了時に公募対象公園施設を区に譲渡した場合の保証金の取扱い（保証金の返還）について定める予定はありますか？	区との協議で定めることとします。
53	基本協定書（案）	28	署名欄	認定計画提出者がSPCの場合、SPCの署名押印のみでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
54	基本協定書（案）	38	第10条	公募対象公園施設に入るテナントが、自社のマーケティングデータとして活用することも妨げられるのでしょうか？	各種法令に基づき、個人情報等の取扱いにご留意いただいた上で活用することは妨げません。
55	基本協定書（案）	39	第12条	公募対象公園施設に入るテナントが、自社のマーケティングデータとして継続的に活用することも想定されますが、返還、消去又は廃棄することを求められるのでしょうか？	個人情報や行政運営情報等秘匿性の高い情報については、区と協議の上、継続的な活用の取扱いを定めます。
56	基本協定書（案）	26	第5章 第55条2項	文頭「法令変更により」は「不可抗力により」との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。基本協定書（案）を修正します。
57	基本協定書（案）	30	第8章 第72条1項	協力会社への情報提供等、事業を進めるうえで必要になる情報は本条文中に該当しない、という理解でよろしいでしょうか？	事業実施に必要な情報については、区に承諾を得た上で提供いただいているものですが、その取扱いについては協力会社にも適用されます。
58	基本協定書（案）	30	別紙1「用語の定義」 29項	「不可抗力」にはエピソード・パンデミック・伝染病も含まれていないのでしょうか？	ご理解のとおりです。
59	基本協定書（案）	38	別紙1	事業名が「江東区立若洲公園のリニューアルに向けた整備管理運営事業（仮称）」とありますが、「江東区立若洲公園整備事業」と読み替えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。別紙1を訂正します。
60	基本協定書（案）	34～ 36	別紙4-6契約条項	特定公園施設設計業務委託契約（契約条項）、特定公園施設建設工事契約（契約条項）、特定公園施設工事監理業務委託契約（契約条項）、は、基本協定書に綴じ込むということでしょうか？別冊で契約する場合、鑑がありましたら開示いただけないでしょうか？	基本協定書においては、契約条項（案）を綴じこみます。なお、特定公園施設に関わる各契約は、別途契約締結を行います。契約書の鑑は開示いたしません。

江東区立若洲公園整備事業 質問回答書（第2回）

公開日：令和5年10月20日

No	資料	頁	項目	質問	回答
61	特定公園施設建設工事請負契約	8	第23条1項	特別の理由とは、どのような場合を想定されていますか？	関連工事の影響など、発注時には想定できなかった条件の変更等の特別な事由により工期を短縮する必要があるときなどを想定しております。 詳細は、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）を参照してください。
62	特定公園施設建設工事請負契約	9	第26条3項	デフレーターについて物価指数等とありますが、物価指数以外にも変動内容に応じて客観性のあるデータを提示して、その都度区と協議しながら変更額を決定するということがよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
63	特定公園施設建設工事請負契約	9	第26条3項	物価変動による影響額相当のVE・CDにより、提案内容と大きく乖離しない範囲で設計変更を行う提案に対し、区として協議の余地はありますか？	原則は提案内容で実施いただく想定とします。ただし協議の上、区が認めた場合は変更可能とします。
64	資料16	7	インフラ関係現況図	現状の風力発電からトイレ・外灯に接続されているように読めます。風力発電を撤去した後も、商用電力が接続されている状態になると理解してよろしいでしょうか。接続されている分電盤の図面をいただくことは可能でしょうか。	現時点で商用電力に切換え済みです。図面はありません。
65	資料16	7	インフラ関係現況図	既存の分電盤は使用できるものは使用してよろしいでしょうか。	すべて改修してください。
66	資料16	7	インフラ関係現況図	資料16（平成21年度）インフラ関係現況図に表記のある赤線は何を示しているのかご教示願います。	過去の公園エリアを示しているため、現在の公園エリアと異なります。現在の公園エリアについては、公募設置等指針（令和5年9月29日修正）のP10図表：若洲公園事業対象範囲を参照してください。
67	質問回答書（第1回）	14		臨港道路下の港湾用地の駐車場は、本事業でレイアウトの変更は可能でしょうか。	港湾局と協議の上、レイアウト変更は可能です。ただし該当エリアは駐車場以外の利用はできません。
68	質問回答書（第1回）	17		実施設計等で必要な電気容量を算定し、東京電力と引き込み位置等の協議を実施、とありますが、引き込み想定位置をご教示ください。事業者にて引き込み想定位置を設定する場合、協議の結果、位置の変更があった場合の変更費用は別途としてよろしいでしょうか。	低圧の引き込み位置である公園西側を想定しております。
69	質問回答書（第1回）	18		「シェアサイクルは本事業に含まれません。」との記載がありましたが、シェアサイクルの既存スペースについては、どうしたら宜しいでしょうか。	現在の事業者が引き続き活用します。
70	質問回答書（第1回）	25	駐車場屋根	駐車場屋根を設置しなくとも、要求電力量が確保できていればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	質問回答書（第1回）	26	エントランスサイン及び海釣り施設との連携	案上、指定管理者による管理として、該当施設の修繕・更新費用は収支計画に含まなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	質問回答書（第1回）	27		公募対象公園施設の自動車駐車場について、新規整備をした場合、更地返還は不要でよろしいでしょうか。	更地返還を原則としますが、協議の上、決定することとします。
73	質問回答書（第1回）	31		飲食機能との一体性について、具体的な定義をご教示願います。	飲食物を購入した公園利用者が容易に飲食できる場所及び形態とします。
74	質問回答書（第1回）	39	工事期間中の占用料	公募設置等指針P16において、「工事期間中は占用許可に係る扱いとなりますが、占用料は免除するものとします」との記載があり、基本協定書（案）P10第22条3項においても、使用料免除の記載があることから、全ての公募対象公園施設（駐車場含む）及び利便増進施設の工事期間中は占用料を免除されるものと理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設及び利便増進施設の整備において工事ヤード等で公園を使用する場合は、その面積に応じ、別途占用料が必要となります。公募設置等指針及び基本協定書（案）を修正しました。
75	質問回答書（第1回）	39		基本協定書（案）第22条では工事期間中は占用許可の提出、占用許可使用料は免除の規定がありますが、占用料が必要となります	No. 74をご参照ください。
76	質問回答書（第1回）	39	工事期間中の占用料	事業者による駐車場の運営開始は令和9年4月という理解でよろしいでしょうか。それとも、令和7年4月1日となりますか。駐車場の改修を計画する場合、駐車場の設置管理許可期間に影響はありますか。	改修の有無に関わらず令和7年4月1日から運営していただきます。
77	質問回答書（第1回）	39	工事期間中の占用料	特定公園施設と公募対象公園施設を一体的に整備するため、公募対象公園施設の工事について、特定公園施設の工事に必要なエリアを重複して活用することも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	質問回答書（第1回）	42	行為許可など	使用すること自体の許可は指定管理者となるが、設置・管理許可及び占用許可の使用料は区の収入となるという意味でしょうか。	江東区都市公園条例別表第2に定める使用料は指定管理者、同条例別表3及び同条例施行規則別表第3に定める使用料は区の収入となります。
79	質問回答書（第1回）	46	都の占用許可	駐車場の運営は令和9年4月開始と理解していますが、令和7年4月から令和9年3月まで、運営しないにも関わらず、東京都に占用料を支払うのでしょうか。当該期間について、現指定管理者は都から許可を得ないのでしょうか。また、駐車場について、区にも同期間の設置管理許可使用料を支払うのでしょうか。	No. 76をご参照ください。
80	質問回答書（第1回）	46	都の占用許可	駐車場を改修整備する場合について、都の占用許可が必要な部分が工事範囲内または範囲外となる場合における、工事期間中の占用料の取り扱いは、それぞれどのようになりますか。	No. 76をご参照ください。
81	質問回答書（第1回）	63		アスベストのレベルによって撤去・処分費が大幅に変更します。「既存公園施設の撤去に係る費用」には除却対象施設をアスベスト無し想定での撤去・処分費を見込み、調査の結果アスベストの含有があった場合の費用負担は別途でよろしいでしょうか。	No. 5をご参照ください。
82	質問回答書（第1回）	66		回答に指定管理に必要な備品、什器等は指定管理者が負担とありますが、指定管理者詰所以外の屋内休憩所や会議室、物品倉庫内の備品も指定管理者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
83	質問回答書（第1回）	98	構成企業	設計業務、工事監理業務、特定公園施設の整備業務を担当する法人すべてではなく、各業務につき1社が構成企業となっていればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	質問回答書（第1回）	118		「応募法人等が特定できないことを前提として、記載は可能」とされておりますが、第三者が見て特定できない（資本関係や強固な取引関係がない）場合、記載して良いという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
85	質問回答書（第1回）	118 120 201	企業名の記載	各回答内容が不明瞭なため、「代表企業」「構成企業」「協力企業」「連携先等その他の企業」のそれぞれについて、企業名の記載可否を明示願います。	代表企業、構成企業、応募グループに含まれている協力企業などは応募法人等が特定できないようにしてください。連携先等の企業の社名の記載は可能です。
86	質問回答書（第1回）	127	評価の基準	総合評価を含め、審査講評の公表時には、応募者ごとに各評価項目に対する得点は開示されるという理解でよろしいでしょうか。	次点までを評価項目ごとに公表する予定です。
87	質問回答書（第1回）	157	駐車場の運営	駐車場の運営開始時期を具体的に明示願います。現在の指定管理者との間で、管理運営期間が重複することはないという理解でよろしいでしょうか。	No. 76をご参照ください。
88	質問回答書（第1回）	157	駐車場の運営	現在の指定管理者の指定管理期間と、事業者の駐車場設置管理許可期間が重複することが想定されますが、駐車場の改修工事を行う場合を踏まえて、具体的な責任区分の明示をお願いします。	No. 76をご参照ください。
89	質問回答書（第1回）	172	サイクルセンター	バッテリーカーや特殊自転車の格納は予定していないという理解でよろしいでしょうか。また、300㎡程度であれば、事業者の備品を置くに当たり、使用料は不要という理解でよろしいでしょうか。	バッテリーカーや特殊自転車の格納は予定しておりません。事業者の備品を置く場合は、使用面積に応じて使用料がかかります。
90	質問回答書（第1回）	171		現在のサイクルセンターで使用している機等の大きさ、数量を教えてください。	No. 16をご参照ください。

江東区立若洲公園整備事業 質問回答書（第2回）

公開日：令和5年10月20日

No	資料	頁	項目	質問	回答
91	質問回答書（第1回）	172		回答の普通自転車等にはバッテリーカーや特殊自転車のスペースは含まれないとの考えでよろしいでしょうか。	No. 89をご参照ください。
92	その他事項		プレゼンテーションについて	第1回質疑回答のNo. 105において「現時点において、プレゼンテーションに関し、制限を設ける予定はありません。」と回答されていますが、制限を設けない場合、大きなばらつきが出てくると考えられ、公平な審査の実施に影響を与える場合があると考えます。提出した提案書の資料を用いること等、制限を設定していただけないでしょうか。	プレゼンテーション形式については制限を設ける予定はありませんが、提案書に記載のない事項を提案することはできません。
93	その他事項		各年度 指定管理者事業報告書	各年度の「事業報告書」における「来園者数」（＝公園利用者数）はどのように計測されていますか？ また、上記来園者数は隣接する釣り公園への来園者数は含まれていない、という理解で宜しいでしょうか？	駐車場の利用実績やバスの運行状況を踏まえた想定数のため、若洲海浜公園の利用者も含まれている認識です。
94	その他事項		その他（廃棄物処理方法）	園内で発生する廃棄物の保管庫について、規模等の指定があればお教えください。 また、指定管理者と事業者それぞれ、個別に保管庫を設置という認識でよろしいでしょうか。	指定管理により発生する廃棄物の置き場として20㎡程度を想定しています。設置方法については事業者の提案によります。
95	その他事項		その他（電気関係）	既存サービスセンター、サイクル倉庫、その他公園全体毎の消費電力量の数値をいただくことは可能でしょうか。 また、現状の電灯・動力の契約電力をお教えいただけますでしょうか。	施設毎の消費電力量データはございません。契約電力は、電灯で45kVA、動力で43kWです。
96	その他事項		その他（水質）	地下水の情報（水位、塩分含有量等）があればご提示ください。	情報はありません。